令和２年度事業報告書

第１　知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第１号）

１　広報啓発資料、ホームページ等の活用による広報活動

当センター機関紙「暴追スクラム」(年２回発行)、「暴追センターだより」（毎月発行）を作成し、職域団体、賛助会員等へ送付したほか、全国センター発行の「暴力団情勢と対策」、「企業・行政対象暴力の現状と対策」等の資料を講習会、暴力追放富山県民大会等、あらゆる機会を捉えて配布し、暴排意識の高揚と被害防止対策等の浸透を図った。

【主な広報資料】

ア　センター機関紙

・暴追スクラム第 71、72 号　1,800 部（各 900 部）

・暴追センターだより（職域・暴排団体[35 団体]及び賛助会員[475 法人]等に送付）

イ　冊子

暴力団情勢と対策　2,000 部

ウ　暴力団追放チラシ・ポスター　2,600 部

（チラシ 1,000 部、ポスター［暴力団のいないクリーンな世の中 1,600 部］）

エ　暴力団追放ステッカー　1,000 部

オ　暴力団追放カレンダー　100 部

カ　暴力追放グッズ

・　コースター（飲食店用）　2,000 部

２　各種の広報媒体を活用した広報の強化

センターの活動内容をホームページに掲載するとともに、「あいの風とやま鉄道」、「地鉄バス」の携帯用時刻表や路線バス等に広告掲出した。また、富山エフエム放送のスポット広報等、各種広報媒体を積極的に活用し、併せて暴力追放活動や暴力相談に関する呼びかけを行った。

【主な広報媒体】

ア　インターネットのホームページによる広報

イ　列車・バス時刻表への広告掲出（あいの風とやま鉄道・地鉄バスの携帯時刻表 11 万 3,000 部）

３　視聴覚教材の積極的な活用

暴力団の手口や対応要領などについてドラマ化した視聴覚教材及び暴排のぼり旗、暴排タスキ等必要な教材・器材の整備に努め、各種講習会での視聴や希望企業への貸し出し等、積極的な活用を図った。

４　暴力追放富山県民大会の開催

令和２年 11 月 18 日（水）アイザック小杉文化ホール「ラポール」にお

いて、富山県警察本部との共催により、地域・職域等の暴力団排除組織関係者、暴力追放推進委員等約 100 人の参加を得、「第 29 回暴力追放富山県民大会」を開催した。

暴力追放功労団体、暴力追放功労者の表彰、暴力追放大会宣言の採択、暴力追放大使（朝乃山関）のビデオメッセージ

５　暴力追放ポスター、標語の募集

富山県防犯協会等と連携し、暴力団追放をテーマとしたポスター及び標語を募集し、優秀作品については、各種暴追資料に登載して活用を図った。

第２　暴排活動への支援事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第２号）

１　各種暴排団体との連携の強化と支援

⑴　暴力団排除組織連絡会総会

令和２年８月 27 日（木）ＡＮＡクラウンプラザホテル富山において、令和２年度「富山県暴力団排除組織連絡会」の総会を開催した。

同連絡会は、地域や職域における暴力団排除活動を強化するため、地域５団体（朝日町暴力追放対策委員会、入善町暴力追放対策委員会、魚津市暴力追放運動推進協議会等）、職域 15 団体（富山県損害保険防犯対策協議会、富山県企業防衛対策協議会、富山県銀行警察連絡協議会、富山県証券警察連絡協議会等）により設立されたもので、暴力団排除の「三ない運動」プラス１を基本理念とした県民総ぐるみによる暴力団排除の意識高揚を図った。

⑵　地域暴排団体との連携

令和２年 10 月９日（水）新川文化ホールにおいて、魚津市暴力追放運動推進協議会が魚津市長ら関係者約 120 人の参加を得、「地域安全・暴力追放魚津市民大会」を開催した。

⑶　職域暴排団体との連携

県内 15 の職域団体から構成される富山県暴力団排除組織連絡会（当センターが事務局）を中心として、各団体の連携を図り、暴力団排除活動の強化を図った。

⑷　暴力団排除組織への支援

令和２年 12 月 25 日(金)魚津市暴力追放運動推進協議会に対して、支援金３万円を助成し、地域暴力団排除活動の強化を図った。

２　各種団体・企業に対する支援

各種団体・企業が行う暴排研修会等に積極的に講師を派遣し、暴排に関する資料の提供、教材・器材の貸出等を行う等、暴力団排除気運の醸成と連携強化を図った。

３　暴力追放推進委員の活動強化

地域における暴排活動推進のリーダーとして、県下 15 の警察署長から推薦された 35 人を暴力追放推進委員に委嘱し、９月 23 日（水）富山第一ホテルにおいて、「暴力団情勢と対策」、「反社会的取引の排除と企業内暴排

の取組み」等について研修会を開催し、活動の活性化を図った。

第３　県民からの相談受理事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第３号）

１　常設相談窓口の開設

各種相談受理体制として、センターにおける暴力追放相談委員３人の他、21 人（弁護士 11 人、保護司１人及び警察ＯＢ９人）を暴力追放相談委員として委嘱し、県弁護士会や県警察との連携の下、暴力相談を受理し、被害の未然防止に努めた。

２　事業所訪問相談等の実施

センター内での常時相談窓口の開設、責任者講習会場や富山市における出張相談窓口の開設のほか、センター暴力追放相談委員が賛助会員の企業等を訪問し、暴力団等に関する情報提供、収集並びに相談活動を積極的に行った。

３　富山県民暴研究会活動の推進

暴力団に絡む犯罪、とりわけ企業、個人に対する不当要求に絡む事案は、３者（警察、センター、弁護士会）の連携による対応が不可欠である。

民事介入暴力事案等に関し、締結している３者協定に基づき「富山県民事介入暴力等対策研究会」を毎年、開催してきたが、令和２年度はコロナ禍の影響から、開催延期とし、今後の感染状況をふまえ、３者連携の強化を図っていく予定である。

第４　少年に対する暴力団の影響を排除するための事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第４号）

少年に対する暴力団の影響を排除するため、各地域・職域で開催される暴排研修会・相談活動等の機会を通じて、啓発活動を行った。

第５　暴力団離脱者援助活動事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第５号）

１　暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会の開催

令和２年９月 10 日（木）富山第一ホテルにおいて、「令和２年度富山県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」の総会を開催し、関係機関・団体（富山県保護司会連合会、富山公共職業安定所、富山保護観察所、富山刑務所等 15 団体等）相互の情報交換を行うなど、社会復帰促進・更生支援活動における連携の強化を図った。

２　暴力団離脱者受入企業との連携

暴力団離脱者の社会復帰に対する理解を深めるため、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行うとともに、社会復帰アドバイザー等が離脱者受入企業への訪問活動を行い、連携強化を図った。

３　雇用給付金の支給

暴力団離脱者を雇用した企業に対する、交付金の支給に該当する事案はなかった。

第６　暴力団事務所使用差止請求関係業務（暴力団対策法第32条の３第２項第６号）

国家公安委員会から適格団体の認定（平成25年７月25日付）を受け当センターは、暴力団事務所周辺の住民等から「暴力団事務所使用差止請求業務関係」の委託を受けて、一切の裁判上（外）の行為をする権限を行使することができる体制を整えている。

令和元年度は、使用差止請求の委託はなかったが、本業務に関する周知を図るため、各種講習会や広報資料による広報活動の推進に努めた。

第７　不当要求防止責任者講習委託事業（暴力団対策法第32条の３第２項第７号）

１　企業対象暴力責任者講習

暴力団対策法に基づき、県公安委員会が行う不当要求防止責任者講習の実施委託を受け、県内４地区（魚津・富山・高岡・砺波）の会場で年間21回実施し、県内企業管理者等575人が受講した。（前年度対比－382人）

２　行政対象暴力講習

行政対象暴力講習については、県内４自治体において実施し、298人が受講した（砺波市、小矢部市、朝日町、富山県庁）

３　事業所や職域団体等における講習

要請に応じて２事業所（参加人員94人）、１団体（参加人員70人）において実施した。

第８　不当要求情報管理機関の業務に対する支援事業（暴力団対策法第32条の３第２項第８号、第11号）

暴力団に関する新聞記事等の収集及び全国暴力追放運動推進センターへの情報提供、並びに警察本部との連携強化により支援活動を推進した。

第９　暴力団被害者に対する支援事業（暴力団対策法第32条の３第２項第９号）

１　訴訟費用等の貸付

暴力団員による不当な行為の被害者に対する、民事訴訟費用の無利子貸し付け等に該当する事案はなかった。

２　見舞金の支給

暴力団員による不当な行為の被害者に対する、見舞金の支給に該当する事案はなかった。

第10　その他

１　暴力団追放功労者等の表彰

⑴　令和２年６月11日、「中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会」において、本県から、団体の部で「富山県構造物解体協会暴力団等対策協議会」、個人の部で「中波俊一氏（暴力追放推進委員）」がそれぞれ受賞した。

⑵　同年 11 月 18 日開催の第 29 回暴力追放富山県民大会において、暴力追放活動に功労があった３団体に対して表彰状、センター事業への積極的な支援等があった４団体及び個人４名に対して感謝状をそれぞれ贈呈した。

⑶　同年 11 月 26 日開催の「全国暴力追放運動中央大会」において、本県から、若林彰光氏（暴力追放推進委員）が暴力追放栄誉銀章、平正義氏（暴力追放推進委委員）が暴力追放栄誉銅章を受賞した。

２　賛助会員の拡充活動

当センターの事業の安定かつ効果的な推進図るため、講習会等あらゆる機会を活用し、賛助会員の加入促進に努め、新規に８の企業が賛助会員として入会した。（本年度末現在 469 法人、前年度対比－18 法人）

また、賛助会員に対する事業所訪問・相談等の活動を随時実施し、アフター・ケアに努めた。